

兼業・副業人材活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兼業・副業人材活用事業を実施する際の経費の一部を補助することにより、市内企業における兼業・副業人材の活用を促し、企業の経営力強化及び福山市内への関係人口の増加につなげることを目的に、兼業・副業人材活用事業補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第3号アからカまでのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等（以下あわせて「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。）に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、「中小企業者等」以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 「兼業・副業人材」とは、専門知識や経験・スキル等を有し、1社と雇用契約を結んだ上で別の企業と業務委託契約を結び、職務や期間を限定して業務に従事する者をいう。

(5) 「兼業・副業人材活用事業」とは、兼業・副業人材が持つ専門知識や経験・スキル等を活用し、生産性の向上や新規事業展開など企業課題の解決や経営の高度化に取り組むことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業は除く。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。

(2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。

(5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

(6) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。

(7) 兼業・副業人材活用事業を実施する際に要する経費について、国、県、市その他の団体が実施する他の制度の補助を受けていない者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、交付決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から交付決定日が属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表（第5条関係）に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）とし、1か月につき50,000円を上限とし、3か月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公募において指定する期日までに、「補助金交付申請書」（様式第1号）に「事業計画書兼収支予算書」（様式第2号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 兼業・副業人材の業務委託契約を証する書類（契約書等の写し）
- (2) 申請者の会社概要がわかる書類（会社案内、パンフレットなど）
- (3) 兼業・副業人材の履歴書及び職務経歴書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付回数)

第8条 同一事業者に対する本補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに「補助金交付決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業者の責務)

第10条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、本市のホームページやSNS、広報誌その他の情報媒体を活用した兼業・副業人材活用事業の事例のPRに協力しなければならない。

- 2 市長は、福山市補助金交付規則第14条第1項に定めるもののほか、補助金交付決定者が前項に掲げる事項を行わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業計画等変更の申請)

第11条 補助金交付決定者は、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止承認申請書」(様式第4号)に「変更収支予算書」(様式第5号)を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ、補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合は、この限りではない。

- 2 計画の変更により補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は、当初交付決定額を上限とする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額を変更したときは、「事業計画変更承認通知書」(様式第6号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止承認申請書」(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金交付決定を取り消すものとする。

(事業報告書の提出及び交付額の確定)

第13条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は交付決定日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、「事業報告書」(様式第7号)及び「収支決算書」(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 事業内容報告書(様式第9号)
- (3) その他市長が必要とする書類

- 2 市長は、前項の規定により提出された事業報告書について、その内容を審査し、適合すると認めるときは、「補助金交付額確定通知書」(様式第10号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条第2項の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(本事業の評価)

第16条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の中小企業者等に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(帳票)

第17条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(関係図書の保存)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付にかかる関係図書や、補助金の支払に関する証拠書類を、補助金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
業務委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者が、兼業・副業人材活用事業を実施する際に、兼業・副業人材又は人材紹介会社との業務委託契約に基づいて支払う業務委託料（3か月分以上の報酬に当たるもの）とする。 ・ 報酬に当たるもののうち、業務委託契約において定められている定額部分を対象とし、成果報酬部分は対象外とする。 ・ 人材紹介会社との業務委託契約において、業務委託料の100分の65（人材紹介手数料に相当する率が定められている場合は、その率を除いた率）を乗じて得た額を対象とする。ただし、業務委託料とは別に人材紹介手数料に相当する額が定められている場合は、その額を除いた業務委託料を対象とする。 ・ 補助対象期間内に支払われたものを対象とする。 ・ 補助事業者が複数の兼業・副業人材を活用する場合は、そのうち1名に要する費用のみを対象とする。